

定期預金規定改定のお知らせ

平素は、当組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ございます。

当組合では、自動継続扱いでお預りする定期預金につきまして、継続の回数を5回までと制限させていただいておりましたが、平成26年12月1日（月）より、継続回数の制限を廃止することとしましたのでお知らせします。

これにより、現在、自動継続扱いでお預りしている定期預金につきましては、平成26年12月1日以降、継続回数の制限を受けることなく自動継続が行われます。

なお、平成26年11月30日以前に、継続回数が5回を経過し、最終満期日が到来している口座につきましては、自動継続が行われませんので、満期処理等の手続きが必要となります。

当組合では、今後ともお客様の利便性向上のための改善に努めて参りますので、より一層のご愛顧並びにご高配を賜りますようお願い申し上げます。

詳しくは、窓口または得意先担当者までお問い合わせください。

